

法律番号：21/2008/QH12

ハノイ、2008年11月13日

ハイテク法

(仮訳 正しくは原文を参照)

1992年のベトナム社会主義共和国の憲法を51/2001/QH10号の議決により訂正・補助された憲法に基づき；

国会は、ハイテク法を公表する。

第1章

総括的な規定

第1条. 適用範囲

本法は、ハイテク活動、ハイテク政策及びハイテク活動の促進方法について規定する。

第2条. 適用対象

本法は、ベトナムでハイテク活動をしているベトナムの組織・個人、そして外国に定住するベトナム人、外国の組織・個人を対象とする。

第3条. 専門用語の説明

本法において、以下の言葉は、以下のように理解される。

1. ハイテクとは、科学・技術研究成果の率が高く；現代的な科学・技術の成果からまとめられ；環境にやさしく、高品質・優越な性能・高付加価値がある製品を生み出し；新しい産業・サービス業を作り出し、又は現存の産業・サービス業を現代化させる重要な役割を持つテクノである。

2. **ハイテク活動**とは、ハイテクを研究・開発・検索・移転・応用し；ハイテク人材を育成し；ハイテク育成・ハイテク企業育成をし；ハイテク製品を生産する、又はハイテクサービスを提供し；ハイテク産業を開発する活動である。
3. **ハイテク製品**とは、ハイテクで生み出され、優越な品質・性能・付加価値があり、環境に親しい製品である。
4. **ハイテク企業**とは、ハイテク製品を生産する、又はハイテクサービスを提供し、ハイテクの研究・開発を活動する企業である。
5. **ハイテクを応用する農業の企業**とは、品質・効率・付加価値の高い農産物を生産するために、ハイテクを応用する企業である。
6. **ハイテク産業**とは、ハイテク製品を生産する、又はハイテクサービスを提供する経済・技術産業である。
7. **ハイテク育成**とは、技術インフラ・原動力・サービスの援助活動を通じてテクノ発想・科学研究成果、又は未完成なハイテクを利用してハイテクを生み出し・完成・商業化させる過程である。
8. **ハイテク企業の育成**とは、技術インフラ・原動力・サービスの援助活動を通じてハイテク企業を設立・発展させる過程である。
9. **ハイテク育成施設・ハイテク企業育成施設**とは、ハイテク育成・ハイテク企業の育成のために、必要な技術インフラ・原動力・サービスに関する良い条件を提供する施設である。
10. **ハイテク人材**とは、ハイテク・ハイテクサービスを研究・開発・応用する活動、そしてハイテク活動の管理、ハイテク製品を生産する設備・生産ラインの管理ができる能力・スキルを有する人材である。

第4条. ハイテク活動に対する政府の政策

1. 政府は、経済・社会開発、国防・安寧確保、環境保護、ベトナム人の生活の向上のための重要な役割がある科学・技術を開発するには、投資を誘致し、制度・奨励方法を統一的に適用し、土地・税関及びその他の面に最大限の優遇を与える。
2. ハイテク・ハイテク製品の応用・研究・生み出しは、急いで行い；ハイテク産業を生み出し・発展させ；製品の競争力を向上させながらグローバル供給システムの付加価値が高い工程に参加させる。

3. 地域・国際レベルに達するハイテク人材開発に投資を集中し；ハイテク育成・ハイテク企業育成・研究及びその他のハイテク活動には、国内外のハイテク人材・若くて才能ある人材を有効的に誘致・利用するために特別な優遇政策を適用する。

4. ハイテク応用能力の向上、ハイテク開発への投資を企業に激励し；中小企業がハイテク産業の裾野製品・サービスを提供するシステムを作り出すために良い条件を与える。

5. ハイテクの任務・計画・プロジェクトを実現するため、そして経済・社会開発・国防・安寧に重要なハイテクを輸入するために、国家予算及び特殊な財政制度を与える。

第5条. 投資・開発に優先されるハイテク

1. 以下のテクノ分野のハイテクは、投資・開発に優先される。

- a) 通信テクノ；
- b) バイオテクノ；
- c) 新資材テクノ；
- d) 自動化テクノ。

2. 政府は、経済・社会の開発及び国防・安寧確保の需要に基づいて本条1項に規定される投資・開発の優先的なハイテク分野を訂正・補助する。

3. 本条1項、2項に規定される投資・開発の優先的なハイテクは、世界の先進・現代的な科学・技術発展の傾向に相応しく、国の利点を発揮でき、実現可能性がありながら、以下のどれかの条件を満たす必要がある。

- a) 各産業開発・経済社会開発・国防に対して有効性を与える、又は強く影響を与える；
- b) 現存の産業・サービス業の現代化事業に貢献する；
- c) 競争力がありながら経済・社会開発に有効性がある新しい産業・サービス業を生み出すポイントとなる；

4. 科学・技術省は、主催で、各省庁及び省庁レベルの各機関と協力して、投資・開発の優先的なハイテク分野リスト及びハイテク開発の目標・ロードマップ・実現方法を作成・訂正・補助し、首相に提出する。

第6条. 開発に奨励されるハイテク製品

1. 開発に奨励されるハイテク製品は、投資・開発の優先的なハイテクから生み出された製品でありながら、以下の各条件を満たす必要がある。

- a) 製品構成の中に付加価値率が高い；
- b) 高い競争力・経済社会開発の有効性がある；
- c) 輸出できる、又は輸入製品の代わりとなる製品；
- d) 国家の科学・技術能力を向上させる。

2. 科学・技術省は、主催で、各省庁及び省庁レベルの各機関と協力して、国の経済・社会開発の各時期に適切な奨励ハイテクリストを訂正・補助し、首相に提出する。

第7条. ハイテクにおける国際協力

1. ハイテクの研究・開発・応用においては、ベトナム法律及びベトナムが加盟する国際条約を尊重する原則で、国際協力、得に科学・技術が進んでいる地域・国・組織・外国の個人・多国籍の経済グループ・外国の経済グループとの協力を広げる。

2. ベトナムの組織・個人は、ハイテクの国際計画・プロジェクト・協会などに参加できるように良い条件・環境を与えられ；ベトナムにおいてハイテク活動をするように激励される。

3. ハイテク人材開発の分野における国際協力を強め、地域・世界の先進的な大学・専門学校にてハイテク分野の学生育成の協力を激励し；ハイテク研究・ハイテク育成・ハイテク企業育成における高いレベルの人材・若くて能力のある人材を有効的に誘致・雇用する。

4. 科学・技術の統合路程を実現し、研究・教育する国内企業の能力を向上させるために、先進的なテクノの探し、技術移転を行う。

第8条. 禁止される行為

1. ハイテク活動を利用することで国の利益・国防・安寧、又は組織・個人の合法的な権限・利益に対して損害を与える行為。

2. ハイテク活動をすることで、人の健康・生命、民族の道徳・習慣に悪い影響を与え；環境・天然資源を破壊する行為。

3. ハイテクの知的な財産所有権に違反する行為。

4. ハイテクに関する秘密を違法に漏らす行為。
5. ハイテクに関する国の優遇をもらうために、欺く行為。
6. ハイテク活動に違法に障害する行為。

第2章

ハイテクの応用・研究・開発

第9条. ハイテクの応用

1. 本法及び関連ある法律における国家政策に適切なハイテクの応用活動は、奨励される。
2. 投資・開発の優先的なハイテクを応用する活動は、以下の場合に、優遇・支援される。
 - a) ハイテクの研究結果を使用することでテクノの改善、製品の付加価値の向上をさせる；
 - b) 製品を試用に生産する；
 - c) 外国から輸入されるハイテクをベトナム状況に適切させる。

第10条. ハイテク応用の促進方法

1. 本法第9条1項に規定されるハイテクの応用活動をする組織・個人は、以下の優遇・支援を与えられる。
 - a) 土地・法人税・付加価値税・輸出入税に関する法的な最大限の優遇を与えられる；
 - b) 国家のハイテク開発計画及びその他の国家予算により費用を支援されることは、検討される；
 - c) 法律の規定によるその他の優遇を与えられる。
2. 科学・技術省は、主催で、各省庁及び省庁レベルの各機関と協力して、本条1項に規定される優遇・支援されるハイテクの応用活動をする組織・個人の権限及び資格承認手続きを具体的に規定し、首相の承認を求める。

第11条. ハイテクの研究・開発

1. 政府は、経済・社会開発、国防・安寧確保、環境保護のためのハイテクを開発・研究する活動を奨励する。
2. 投資・開発の優先的なハイテクを研究・開発する活動は、以下の場合に、優遇・支援される。
 - a) ハイテクの応用を研究する；
 - b) 外国から輸入されるハイテクの代わりになるハイテクを生み出すための研究をする；
 - c) 新しいハイテクを創造するの為の研究をする。

第 12 条. ハイテク研究・開発の促進方法

1. 本法第 11 条 1 項に規定されるハイテク研究・開発をする組織・個人は、以下の優遇・支援を与えられる。
 - a) 法人税、付加価値税、輸出入税に関する法的な最大限の優遇を与えられる；
 - b) 自社で投資して研究する上で経済・社会開発、国防・安寧確保、環境保護に有効性のある成果を生み出した場合、費用の一部、又は全部は、国家のハイテク開発計画予算により支援されることが検討される；
 - c) ハイテク研究・開発基金、ハイテク人材育成基金、ハイテク移転基金により経済的に支援される。
2. ハイテク研究・開発・応用する施設建設の投資家は、土地に関する法律に基づいて土地使用料無料、土地使用税の免・減で土地を渡される。
3. 組織・個人の連携で作られた投資・開発の優先的なハイテクの研究室・研究所は、研究・活動の初期投資金的一部分は、国家のハイテク開発計画予算により支援されるのが検討される。
4. 科学・技術省は、以下の責任がある。
 - a) 投資・開発の優先的なハイテクの研究・開発及び開発の優先的なハイテク製品の研究・開発に対しては、毎年、科学研究に関する国家予算により、優先的に支援する；

- b) 科学・技術省は、主催で、各省庁及び省庁レベルの各機関と協力して、本条1項、2項に規定される優遇・支援の対象になる組織・個人の権限及び資格承認手続きについて具体的に規定し、首相の承認を求める。

第13条. ハイテク移転の激励

1. ハイテク開発・研究、又はハイテク製品の生産・経営のために、ハイテク移転をする組織・個人は、ハイテク移転に関する法律及び関連ある法律に基づいて最大限の優遇を与えられる。
2. 政府は、大切な経済・社会開発、国防・安寧確保の計画を実施するために、国内で生産できないハイテク・機会・設備を輸入する費用を与える。

第14条. ハイテク市場・ハイテク活動を支える通信・サポートサービスの開発

1. 政府は、組織・個人がハイテク市場の開発に参加する、又はハイテクのコンサルタント・評価・定価・鑑定を提供するように激励する。ハイテク活動の促進、ハイテク製品の販売・消費の促進のために、政府は、組織・個人に対して、技術コンサルタント、ハイテクの投資、法的な面、財政面、保険、知的な財産所有権確保などの各サービスに関する良い条件を与える。
2. 科学・技術省は、主催で各省庁及び省庁レベルの各機関と協力して、ハイテクのデータベース、通信インフラを作り；組織・個人がうまくハイテクに関する情報交換・使用ができるように良い条件を与え；国家・国際レベルのハイテク展示会を開催・参加する。
3. 各省庁、省庁レベルの各機関・中央に直属の市・省の人民会は、国内外の組織・個人に対してハイテク展示会を開催・参加できるように良い条件を与えたり支援したりする。

第3章

経済・技術産業におけるハイテク開発

第15条. ハイテク産業開発

1. 工業におけるハイテク開発は、以下の重要な任務が重視される。
 - a) ハイテク製品を生産する、又はハイテクサービスを提供する；
 - b) ハイテク企業を開発する；
 - c) ハイテク産業の人材を育成する；

d) ハイテク産業開発のための裾野産業を開発する。

2. 商工省は、本法の第5条、第6条に規定される投資・開発の優先的なハイテクリスト及び奨励されるハイテク製品リストに基づいて、科学・技術省及び関連ある各機関と協力して、ハイテク産業開発計画、ハイテク産業の裾野産業開発計画を作成し、首相の承認を求め。そして、承認された計画の実施を行う。

3. 各省庁、省庁レベルの各機関、中央に直属の市・省の人民委員会は、首相に承認されたハイテク産業開発計画及びハイテク産業の裾野産業開発計画を自らの管轄の領域・地域において実現する。

第16条. 農業におけるハイテク産業開発

1. 農業におけるハイテク開発は、以下の重要な任務が重視される。

- a) 高い効率・品質の植物・動物の種子を選択し、増加させる；
- b) 疫病を防止する；
- c) 効率に栽培・養殖する；
- d) 農業に使われる機械・設備を作る；
- e) 農産物を保管・加工する；
- f) ハイテクを応用する農業の企業を開発する；
- g) 農業開発のためのハイテクサービスを開発する。

2. 農業及び農村開発省は、主催で、科学・技術省、各省庁、省庁レベルの各機関と協力して、農業におけるハイテク産業開発計画を作成し、首相の承認を求め。

3. 各省庁、省庁レベルの各機関、中央に直属の市・省の人民委員会は、首相が承認した農業におけるハイテク産業開発計画の実現を行う。

第17条. ハイテク製品の生産

1. 奨励されるハイテク製品を生産するプロジェクトの基に新しく作られた企業は、土地、輸入税に関する法律に規定される最大限の優遇を与えられる。本法第18条1項に規定される各条件を満たす時に、法人税、付加価値税、輸出税に関する法律に基づいて最大限の優遇を与えられる。

2. ベトナムにおいて奨励されるハイテク製品を生産する企業は、国家予算を利用するプロジェクトに参加させることが検討される。

3. 科学・技術省は、主催で各省庁、省庁レベルの各機関と協力して、開発の優先的なハイテク製品の開発計画及び本条1項に規定される優遇・支援の対象である各企業の権限、資格承認手続きを具体的に規定し、首相の承認を求める。

第18条. ハイテク企業

1. ハイテク企業は、以下の各条件を満たす必要がある。

- a) 本法第6条に規定される優先的なハイテク製品を生産する；
- b) ベトナムにおいてハイテク研究・開発に使われる費用は、最初の3年目で毎年の売上の1%以上であり、4年目からは、売上の1%より高くなる；
- c) ハイテク製品の売上げは、最初の3年間では、毎年の総売上の60%以上であり、4年目からは、70%以上である；
- d) 大学卒業レベル以上であるハイテク研究・開発を直接にする従業員の人数は、全体の従業員数の5%以上である；
- e) 生産・品質管理に適用する方法は、環境に親しく、省エネルギーで、ベトナム基準・標準に達する。ベトナム基準・標準がない場合、専門的な国際組織の基準を適用する。

2. 本条1項に規定されている各条件を満たすハイテク企業は、以下の優遇・支援を与えられる。

- a) 土地・法人税・付加価値税・輸出入税に関する法律に規定される最大限の優遇を与えられる；
- b) ハイテク人材育成、ハイテク研究・開発、ハイテク製品試用製造の費用は、国家のハイテク開発計画から支援されることが検討される。

3. ハイテク企業の設立は、組織・個人に奨励される。

4. 科学・技術省は、主催で、各省庁及び省庁レベルの各機関と協力して、ハイテク企業の権限及び期限ある資格承認の手続きについて具体的に規定し、首相の承認を求める。

第19条. ハイテクを応用する農業の企業

1. ハイテクを応用する農業の企業は、以下の各条件を満たす必要がある。

- a) 本法第5条に規定される投資・開発の優先的なハイテクを応用して農産物を生産する；

- b) 農産物を生産するために、ハイテク応用の研究・実験をする；
- c) 高品質・効率・効果のある農産物を生み出す；
- d) 農産物の生産・品質管理に適用する方法は、環境に親しく、省エネルギーで、ベトナム基準・標準に達する。ベトナム基準・標準がない場合、専門的な国際組織の基準を適用する。

2. 本条 1 項に規定される各条件を満たすハイテク応用の農業企業は、以下の優遇・支援を与えられる。

- a) 土地・法人税・付加価値税・輸出入税に関する法律に規定される最大限の優遇を与えられる；
- b) ハイテク研究・実験・移転、ハイテク人材育成の費用は、国家のハイテク開発計画から支援されることが検討される。

3. 組織・個人がハイテクを応用する農業の企業の設立することは、奨励される。

4. 農業及び農村開発省は、主催で、科学・技術省、各省庁、省庁レベルの各機関と協力して、ハイテクを応用する農業の企業の権限及び期限ある資格承認の手続きについて規定し、首相の承認を求める。

第 20 条. ハイテク企業の設立奨励

1. 科学・技術的な組織、講師、研究生、学生は、独自で、又は他の組織・個人と連携でハイテク企業を設立することができる。

2. 独自で、又は他の組織・個人と連携で設立された科学・技術的な組織は、以下の優遇・支援を与えられる。

- a) ハイテク企業を設立するために、国有の科学・技術研究成果の使用権、又は所有権を与えられる；
- b) ハイテク企業を設立するために、国立の科学・技術組織の国の財産の一部を提供される；
- c) ハイテク企業に対する各優遇を与えられる。

3. 国家管理機関、科学・技術組織は、講師・学生が本条及び関連ある法律に規定されるハイテク企業の設立をできるように良い条件を与える。

第 21 条. ハイテク育成・ハイテク企業育成施設

1. ハイテク育成・ハイテク企業育成施設は、組織・個人がハイテクを完成させ、ハイテク企業を発展させるように、技術インフラ・人材・サービスを十分に提供する職能がある。
2. ハイテク育成・ハイテク企業育成施設は、以下の各条件を満たす必要がある。
 - a) ハイテク育成・ハイテク企業育成の施設の各要求に対応できる技術インフラ・管理者を有する；
 - b) テクノ・知的な財産所有権・法律・財政・企業管理に関するコンサルタントできる者を有する；
 - c) ハイテク育成・ハイテク企業育成のための生産・研究・訓練所と連携できる。
3. 科学・技術省は、ハイテク育成・ハイテク企業育成施設の必要な条件を具体的に規定する。

第 2 2 条. ハイテク育成・ハイテク企業育成の促進方法

1. ハイテク育成・ハイテク企業育成施設を建設・営業する投資家は、以下の優遇・支援を与えられる。
 - a) ハイテク育成・ハイテク企業育成施設に使われる土地は、使用料無料、使用税免税で移譲される；
 - b) 法人税・付加価値税・輸出入税に関する法律に規定される最大限の優遇を与えられる；
 - c) ハイテク育成・ハイテク企業育成の費用の一部分は、国家のハイテク開発計画及び他の国家予算の基金により支援されることが検討される。
2. ハイテク育成・ハイテク企業育成のプロジェクトを実現する組織・個人は、以下の優遇・支援を与えられる。
 - a) 法人税・付加価値税・輸出入税に関する法律に規定される最大限の優遇・支援を与えられる；
 - b) 費用の一部分は、国家のハイテク開発計画及び他の国家予算の基金により支援されることが検討される。
3. 政府は、重要なハイテク育成・ハイテク企業育成の施設を投資する、又は一部分投資する。

第 2 3 条. 国家のハイテク開発計画

1. 国家のハイテク開発計画の目的は、ハイテクの研究・応用を促進する上で、国内でハイテク・ハイテク製品を生み出し・開発することである。
2. 国家のハイテク開発計画は、ベトナムの能力・実状に適切なハイテク分野を開発し；国内外の科学・技術専門家、ビジネスマンを国家のハイテク開発計画に参加するように誘致することに力を入れる。
3. 国家のハイテク開発計画は、以下の重要な任務がある。
 - a) 開発・投資の優先的なハイテク及び優先的なハイテク製品の開発・応用のロードマップ及び方法を作成する；
 - b) 本項 a 点に規定される各任務を実施するために、研究、提案、プロジェクトを選定する；
 - c) ハイテク人材を育成する；
 - d) 国家のハイテク開発計画の目標・任務に基づくハイテク活動をするように組織・個人を誘致する；
 - e) 首相が規定する他の各任務を実現する。
4. 国家のハイテク開発計画の資金源は、以下通りである。
 - a) 国家のハイテク開発計画のための国家予算。この予算は、毎年、科学・技術活動のための国家予算支出に含まれていない。
 - b) 国家予算内外からなる各基金からの資金；
 - c) ベトナムの組織・個人、外国に定住するベトナム人及び外国の組織・個人から提供される資金。
5. 国家のハイテク開発計画の実施については、以下のように規定される。
 - a) 首相は、国家のハイテク開発計画の展開・監督・実現結果の評価を行うのを指導する；
 - b) 科学・技術省は、主催で、各省庁及び省庁レベルの各機関と協力して、国家のハイテク開発計画の内容・任務・管理制度・財政制度を作成し、首相の承認を求める。
 - c) 承認された国家のハイテク開発計画に基づき、各省庁の大臣、中央に直属の市・省の人民委員会会長は、割り当てられた任務を実現する。
6. 国家のハイテク開発計画を実施する間に、本条 1 項に規定される目標及びハイテクに関する国家の政策に対応するために、政府は、適切な時点で国家のハイテク開発計画の特別な政策・制度を決定し、国会に提案する。

第 24 条. ハイテク開発への冒険的な投資

1. ハイテク開発への冒険的な投資は、ハイテクの研究・開発、ハイテク製品を産・応用する、又はハイテクサービスを提供・応用する企業の設立・開発への投資で、資金出資及び投資を受け取る組織・個人に対するコンサルタントの形式で実現される投資である。
2. 政府は、国内の組織・個人、外国に定住するベトナム人、外国の組織・個人がハイテク開発への冒険的な投資及びベトナムにおいてハイテク冒険投資基金を設立することを奨励するし、良い条件を与える。
3. 投資・開発の優先的なハイテクの開発への冒険的な投資を実現する組織・個人は、税関に関する法律に基づいて法人税の最大限の優遇を与えられる。

第 25 条. ハイテクへの冒険的な投資の国家基金

1. 国家のハイテク冒険投資基金は、ハイテク製品・サービスを応用・生産する組織・個人に対して資金・コンサルタントサービスを提供する国家の財政的な組織である。
2. 国家のハイテク冒険投資基金の出資減は、以下通りである。
 - a) 国家のハイテク冒険投資基金の定款資本は、国家予算から成り立ち、活動の間に国家予算から補助される；
 - b) 国内外の組織・個人の支援・出資から成り立つ；
 - c) 国家のハイテク冒険投資基金の活動からの収入から来る；
 - d) その他合法的な出資金から成り立つ。
3. 国家のハイテク冒険投資基金が投資する対象は、ハイテクのアイデアがあり、ハイテクを経営し、又はハイテクの研究成果・未完成なハイテクを有する企業であり；又は、ハイテク製品・ハイテクサービスを応用・生産する中小企業である。
4. 科学・技術省は、主催で、財政省と協力して、国家のハイテク冒険投資基金の設立決定及び組織・活動の規制を作成し、首相に提出する。

第 4 章

ハイテクの人材力

第 26 条. ハイテク人材開発の政策

1. ハイテク人材開発は、本法及び関連ある法律に規定されるハイテク開発政策を実現するために、国家の教育・訓練システムの重要な任務の一つである。
2. ハイテク人材育成は、ハイテクの応用・開発の実状・任務に適切で、工業化・現代化事業の需要に対応できる必要がある；ハイテクの人材面において数量・品質・機構が十分に確保し；人材を有効的に使用し、十分な優遇を与える。
3. ハイテク人材は、科学者・研究院・テクノ専門家・管理者・技術者・技術ワーカーの機構及び学問レベルを十分に育成する必要がある。
4. 政府は、国内外の組織・個人がハイテク人材開発に十分に参加できるように良い条件を与え；ハイテク人材開発のために、国家予算・減力を集中し、法的な最大限の優遇を与える。

第 27 条. ハイテク人材育成

1. 毎年の教育・訓練の予算は、優秀な成績がある生徒・学生・講師・研究員・テクノ専門家・管理者・技術者・技術ワーカーを選択し、本法第 5 条に規定される投資・開発の優先的なハイテクについて国外における教育・訓練をさせる。
2. 国家予算のハイテク開発・応用の計画・プロジェクト・研究は、ハイテク人材育成のために費用を使うことができる。
3. 国家のハイテク開発計画の任務を直接に実現する個人は、能力向上のために、国家の訓練計画により国内外の訓練コースを参加できるように優先的に検討される。
4. 科学・技術省は、主催で、教育・訓練省、各省庁、省庁レベルの各機関と協力して、ハイテクの応用・開発の計画・プロジェクト・研究に基づいてハイテク人材育成の計画・方法を決定し、首相に提出する。

第 28 条. ハイテク人材育成の施設

1. 政府は、組織・個人が独自で、又は他の組織と合併・連携してハイテク人材育成施設をするのを激励する。
2. ハイテク人材育成所は、以下の優遇・支援を与えられる。
 - a) 土地・法人税・輸入税に関する法律に規定される最大限の優遇を与えられる；
 - b) 科学・技術の各基金及びその他の基金から支援・スポンサーされる；

- c) 国家のハイテク開発計画の目標・任務を実現するためのハイテク人材育成活動の費用は、一部分、又は全部が国家のハイテク開発計画に支援されることが検討される。

3. ハイテクを研究・開発する組織及びハイテク人材を育成する大学は、政府に育成費用を支援されることが検討される。

4. 政府は、国際基準に達するハイテク人材育成所を集中的に建設する。

5. 科学・技術省は、主催で、教育・訓練省、労働・症兵・社会省、各省庁、省庁レベルの各機関と協力して、本条2項に規定される優遇・支援を与えられるハイテク人材育成所の権限及び資格承認手続きについて具体的に規定し、国際基準に達するハイテク人材育成所の建設計画を承認する。

第29条. ハイテク人材の誘致・雇用

1. ハイテク人材を誘致・雇用するために、政府は、以下の優遇制度・政策を利用する。

- a) ハイテク活動に仕事・生活の良い環境を提供する；
- b) 給養・手当て・保険制度を作成する；
- c) 国家の科学・技術の任務を実現する重要なポジションに任命する；
- d) 個人収入税に関する最大限の優遇を与える；
- e) ハイテクにおける国際協力に参加できるように良い条件を与える；
- f) 優秀な実績がある人を激賞する。

2. 科学・技術省は、主催で、財政省及び関連ある省庁と協力して、本条1項に規定される制度・政策を作成し、首相の承認を求める。

第5章

ハイテク活動を支える技術インフラ

第30条. ハイテクのインフラ開発

1. 政府は、ハイテク地区、ハイテク応用の農業地区、研究所、ハイテク育成施設・ハイテク企業育成施設、通信インフラを含めるハイテクの技術面のインフラを建設するように組織・個人に激励する。

2. 政府は、経済・社会開発の需要・任務及びハイテク開発の任務に基づいて、ハイテク地区・ハイテク応用の農業地区をいくつか建設するのに集中する。

第31条. ハイテク地区

1. ハイテク地区は、ハイテク研究・開発・応用の活動を集中・連携させ；ハイテク育成・ハイテク企業育成をし；ハイテク人材育成をし；ハイテク製品の生産・経営、又はハイテクサービスを提供する地区である。

2. ハイテク地区は、以下の任務を有する。

- a) ハイテクの研究・応用・開発；ハイテク育成・ハイテク企業育成；ハイテク製品の生産・ハイテクサービスの提供をする；
- b) ハイテク活動・応用、ハイテク人材育成、ハイテク製品の生産の各活動を連携させる；
- c) ハイテク人材を育成する；
- d) ハイテクの研究・応用の成果であるハイテク製品の展示会を行う；
- e) ハイテク活動を促進するために、国内外の力・ソースを誘致する。

3. ハイテク地区の設立条件は、以下のようである。

- a) ハイテク・ハイテク産業開発に関する政府政策及び本条2項に規定される任務に適切なこと；
- b) 面積・規模が適切で、交通に便利な場所に位置し、高いレベルの研究・訓練施設と連携する；
- c) ハイテク開発・応用・研究の要求に対応できる技術インフラ・サービスを提供し、ハイテク育成・ハイテク企業育成をし；ハイテク製品を試用生産をし、ハイテクサービスを提供する。
- d) ハイテクの人材及びプロ的な管理者がいる。

4. 科学・技術省は、主催で、各省庁、省庁レベルの各機関、中央に直属の市・省の人民委員会と協力して、ハイテク地区の設立決定、活動規制を規定して、政府に提出する。

第32条. ハイテクを応用する農業地区

1. ハイテクを応用する農業地区は、本法第6条1項に規定される各任務を実現するために、農業分野のハイテク研究・開発の成果を応用する活動をするハイテク地区である。

2. ハイテクを応用する農業地区は、以下の各任務がある。

- a) ハイテクの応用で生み出す農産物を研究・実験・展示する活動を実現する；
- b) 農業におけるハイテクの研究・応用及びハイテク製品の生産の各活動を連携させる；
- c) 農業におけるハイテク人材を育成する；
- d) ハイテクを応用して生み出された農産物の展示会を行う；
- e) 農業におけるハイテク応用のために、国内外の投資・人材を誘致する。

3. ハイテクを応用する農業地区を設立するためには、以下の各条件が必要である。

- a) 本条2項に規定される任務及び農業開発計画・戦略に適切である；
- b) 農産物の生産形態に適切な面積・希望・自然条件を有し、高いレベルの研究・訓練所との連携のために良い場所に位置する；
- c) 農業におけるハイテク応用の研究・訓練・テスト・展示の各活動に対応できる技術インフラ及びサービス提供をする；
- d) 人材力及びプロ的な管理者がいる。

4. 農業及び農村開発省は、主催で、科学・技術省、各省庁、省庁レベルの各機関、中央に直属の市・省の人民委員会と協力して、ハイテクを応用する農業地区の設立決定及び活動規制を作成し、首相に提出する。

第33条. ハイテク開発のためのインフラ建設促進方法

1. 土地企画の中には、ハイテク開発のための技術面のインフラ建設のための土地を用意しなければならない。

2. ハイテク地区・ハイテク応用の農業地区において技術面のインフラを建設する組織・個人は、ハイテク研究・ハイテク育成・ハイテク企業育成・実験室・ハイテク製品及びハイテク応用の農産物の展示・ハイテクサービス提供・交通インフラ・交通・電気・水・マネジメント・廃棄物の処理施設のための土地に関する法律に規定される最大限の優遇を与えられる。

3. 政府は、ハイテク地区・ハイテク応用の農業地区における通信インフラ・交通・電気・水・マネジメント所・廃棄物の処理所の建設に関して支援する。

4. 政府の規定によるその他の優遇を与えられる。

5. 中央に直属する市・省の人民委員会は、自らの権限・任務の範囲で、場所の立ち退きをし、組織・個人がハイテク地区・ハイテク応用の農業地区にうまく投資できるように良い条件を与える。

第6章

執行条項

第34条. 執行有効

本法は、2009年7月1日から有効になる。

第35条. 詳細規定及び執行案内

政府は、本法の各条項の執行案内及び詳細規定をし；国家管理のためにその他の必要な内容を案内する。

本法は、ベトナム社会主義共和国の国会第XII大会、第4期会議により2008年11月13日に通過された。

国会主席

グエン・フー・チョン